

生活保護の「不正受給防止対策の強化」について

現在、県内全ての福祉事務所で実施している総点検の結果を踏まえ、これまでの取組みに加えて、次の3つの観点から不正受給防止対策の強化に取り組む。

1 福祉事務所での取組強化策

（1）保護受給者に対する「届出義務」の周知徹底

保護受給者に制度を正しく理解してもらうため、ケースワーカーが面接時を通じて、収入の状況を申告する義務について、さらなる周知徹底を図る。

（2）引越費用、敷金等の適正審査の強化

不動産情報誌やインターネットなどにより収集した「類似の取引事例」との比較による審査を実施する。

（3）適正な事務処理の徹底

新たなチェックリストを作成し、複数職員での支給手続きの点検を徹底する。

（4）査察指導員会議の積極的な活用

現場の声を反映したさらなる対策を講じていくため、今後も「査察指導員会議」を積極的に活用する。

2 民間事業者との連携強化策

（1）「リーフレット」の作成配布による適正申請の推進

個別の案件ごとに適正な申請が行われるよう、保護受給者の家主や不動産業者に、住宅扶助の必要書類や手続きなどを記載した「リーフレット」を作成配布する。

（2）代理納付の積極的な推進

引越費用、敷金などの保護費を、保護受給者が目的外に使用することを防ぐため、福祉事務所が直接業者に支払う「代理納付」のさらなる活用を図る。

3 国の制度見直しへの迅速な対応

現在、国において、生活保護法の改正も含めて、「福祉事務所の調査権限の強化」や「不正受給の罰則強化」などの不正受給防止対策が検討されていることから、その動向に迅速かつ的確に対応していく。

また、国に対し、必要な改善策について提言を行う。